

第3部 事務事業編

第1章 温室効果ガス排出状況

1. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、エネルギー使用量などの「活動量」に「排出係数」及び「地球温暖化係数」を乗じることで算定します。

$$【温室効果ガス排出量】=【活動量】\times【排出係数】\times【地球温暖化係数】$$

●活動量

温室効果ガス排出の要因となる活動の量を示すもので、電気使用量、燃料（ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPG）使用量が該当します。

●排出係数

活動量から温室効果ガス排出量に換算するための係数であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第3条により活動の区分ごとに規定された係数です。電気の使用に伴う温室効果ガス排出係数については、国の削減目標との相関を図るため、環境省が毎年度公表する電気事業者別CO₂排出係数を用います。

●地球温暖化係数（GWP）

二酸化炭素（CO₂）を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のことで、二酸化炭素（CO₂）の地球温暖化係数は1となります。

表 1 排出係数

排出源	単位発熱量 ①	単位	炭素排出係数 (kg-C/MJ) ②	単位	排出係数 ①×②×44/12	単位
燃料の使用に伴う排出						
ガソリン	34.6	MJ/L	0.0183	t-C/MJ	2.32	kg-CO ₂ /L
軽油	37.7	MJ/L	0.0187	t-C/MJ	2.58	kg-CO ₂ /L
灯油	36.7	MJ/L	0.0185	t-C/MJ	2.49	kg-CO ₂ /L
A重油	39.1	MJ/L	0.0189	t-C/MJ	2.71	kg-CO ₂ /L
液化石油ガス（LPG）※	50.8	MJ/kg	0.0161	t-C/MJ	5.97	kg-CO ₂ /m ³

※：プロパンガス（LPG）の重量（kg）から体積（m³）への換算係数は1,000/502（kg/m³）とした。

他人から供給された電気の使用に伴う排出	排出係数	単位
中国電力㈱	0.537	kg-CO ₂ /kWh

※環境省が毎年度公表する電気事業者別CO₂排出係数を用いる。

排出源	炭素排出係数 ①	単位	排出係数 ①×44/12	単位
一般廃棄物（プラスチック）の焼却				
廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物に限る）	624	kg-C/t	2,290	kg-CO ₂ /t
廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く）	754	kg-C/t	2,770	kg-CO ₂ /t

2. 温室効果ガス排出状況

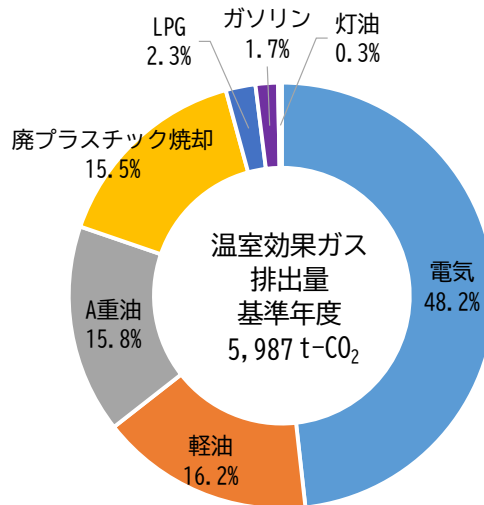
(1) 基準年度（2023（令和5）年度）の活動量及び温室効果ガス排出量

- 基準年度（2023（令和5）年度）の温室効果ガス総排出量は5,987t-CO₂です。
- 電気や燃料など活動項目ごとの排出構成では、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量が全体の48.2%と最も多く、次いで軽油（16.2%）、A重油（15.8%）、廃プラスチック焼却（15.5%）、LPG（2.3%）、ガソリン（1.7%）、灯油（0.3%）となっています。

表 2 基準年度（2023（令和5）年度）の活動量及び温室効果ガス排出量

項目別	基準年度 (2023年度)		
	使用量	排出量 【t-CO ₂ 】	構成割合
電気	5,377,682 kWh	2,888	48.2%
A重油	349,600 L	947	15.8%
LPG	22,616 m ³	135	2.3%
灯油	6,893 L	17	0.3%
ガソリン	43,787 L	102	1.7%
軽油	375,343 L	970	16.2%
廃プラスチック焼却	344 t	928	15.5%
合計		5,987	100%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

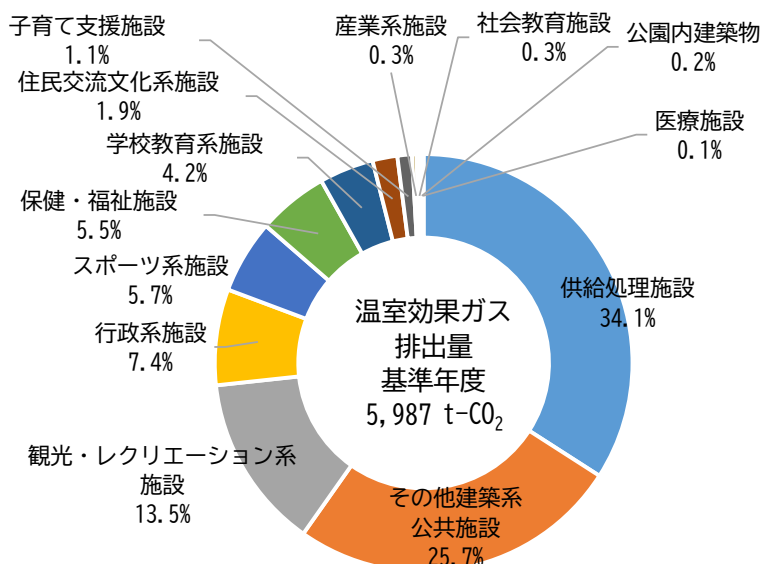


※四捨五入の関係で、割合は100%にならない場合があります。

図 1 温室効果ガス排出構成

(2) 施設用途分類別温室効果ガス排出量の割合

- 施設用途分類ごとの排出構成では、供給処理施設が全体の34.1%と最も多く、次いでその他建築系公共施設(25.7%)、観光・レクリエーション系施設(13.5%)となっています。

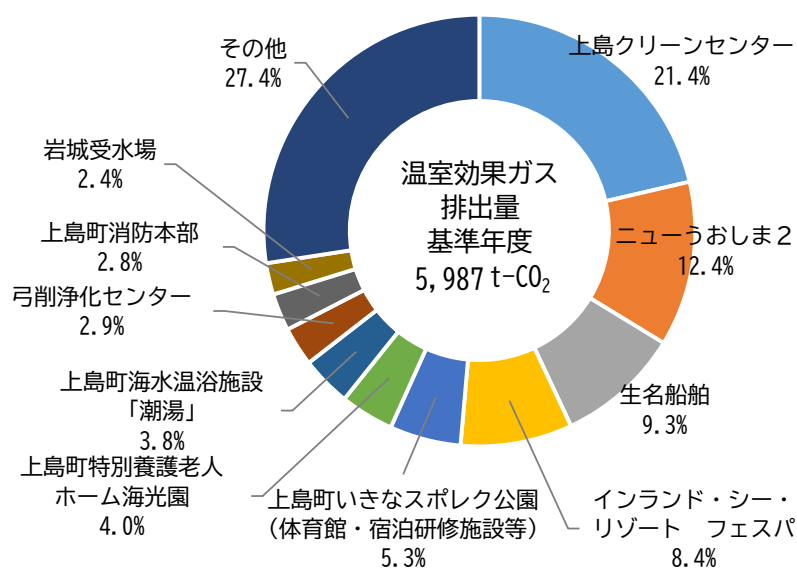


※四捨五入の関係で、割合は100%にならない場合があります。

図 2 施設用途分類別排出構成

(3) 施設別温室効果ガス排出量の割合

- 施設ごとの排出構成では、上島クリーンセンターが全体の21.4%と最も多く、次いでニューうおしま(12.4%)、生名船舶(9.3%)、インランド・シー・リゾート フェスパ(8.4%)となっています。



※四捨五入の関係で、割合は100%にならない場合があります。

図 3 施設別排出構成

(4) 活動量別温室効果ガス排出量の割合

① 電気

- 電気使用に伴う排出量は 2,888t-CO₂ です。
- 上島クリーンセンターでの排出が全体の 10.2%と最も多く、次いでインランド・シー・リゾート フェスパ(8.1%)、上島町海水温浴施設「潮湯」(7.7%)、上島町特別養護老人ホーム海光園(6.9%)となっています。

表 3 電気使用量及び温室効果ガス排出量

電気使用量・排出量（上位10施設）				
	施設名	使用量 【kWh】	排出量 【kg-CO ₂ 】	構成割合
1	上島クリーンセンター	550,132	295,421	10.2%
2	インランド・シー・リゾート フェスパ	433,015	232,529	8.1%
3	上島町海水温浴施設「潮湯」	415,433	223,088	7.7%
4	上島町特別養護老人ホーム海光園	371,892	199,706	6.9%
5	上島町いきなスポレク公園（体育館・宿泊研修施設等）	340,498	182,847	6.3%
6	弓削浄化センター	325,270	174,670	6.0%
7	岩城受水場	263,397	141,444	4.9%
8	弓削総合支所	203,713	109,394	3.8%
9	生名浄化センター	198,148	106,405	3.7%
10	岩城浄化センター	163,821	87,972	3.0%
△	その他	2,112,363	1,134,339	39.3%
合 計		5,377,682	2,887,815	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

② 軽油

- 軽油使用に伴う排出量は 970t-CO₂ です。
- ニューうおしま 2 での排出が全体の 76.2%と最も多く、次いで上島町消防本部(10.9%)となっています。

表 4 軽油使用量及び温室効果ガス排出量

軽油使用量・排出量（上位10施設）				
	施設名	使用量 【L】	排出量 【kg-CO ₂ 】	構成割合
1	ニューうおしま 2	286,000	739,300	76.2%
2	上島町消防本部	40,955	105,867	10.9%
3	バス車庫	18,958	49,006	5.1%
4	岩城福祉バス車庫	17,154	44,342	4.6%
5	上島クリーンセンター	6,824	17,640	1.8%
6	岩城クリーンセンター	4,473	11,563	1.2%
7	上島町いきなスポレク公園（体育館・宿泊研修施設等）	731	1,890	0.2%
8	インランド・シー・リゾート フェスパ	136	352	0.04%
9	3分団消防自動車車庫	59	153	0.02%
10	魚島クリーンセンター	33	86	0.01%
△	その他	20	52	0.01%
合 計		375,343	970,248	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

③ A 重油

- A 重油使用に伴う排出量は 947t-CO₂ です。
- A 重油は 4 施設でのみ使用されており、生名船舶での排出が全体の 58.8%と最も多く、次いでインランド・シー・リゾート フェスパ(23.3%)、上島町いきなスポレク公園(体育館・宿泊研修施設等)(14.0%)、上島クリーンセンター(3.9%)となっています。

表 5 A 重油使用量及び温室効果ガス排出量

	A重油使用量・排出量			
	施設名	使用量 【L】	排出量 【kg-CO ₂ 】	構成割合
1	生名船舶	205,500	556,829	58.8%
2	インランド・シー・リゾート フェスパ	81,500	220,835	23.3%
3	上島町いきなスポレク公園(体育館・宿泊研修施設等)	48,900	132,501	14.0%
4	上島クリーンセンター	13,700	37,122	3.9%
	合 計	349,600	947,287	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

④ 廃プラスチック焼却

- 廃プラスチック焼却に伴う排出量は 928t-CO₂ です。
- 上島クリーンセンターでの排出が 100%となっています。

⑤ LPG

- LPG 使用に伴う排出量は 135t-CO₂ です。
- インランド・シー・リゾート フェスパでの排出が全体の 30.9%と最も多く、次いで上島町特別養護老人ホーム海光園(27.6%)、弓削学校給食センター(10.4%)、岩城学校給食センター(8.6%)となっています。

表 6 LPG 使用量及び温室効果ガス排出量

	LPG使用量・排出量(上位10施設)			
	施設名	使用量 【m ³ 】	排出量 【kg-CO ₂ 】	構成割合
1	インランド・シー・リゾート フェスパ	6,983	41,716	30.9%
2	上島町特別養護老人ホーム海光園	6,239	37,273	27.6%
3	弓削学校給食センター	2,347	14,022	10.4%
4	岩城学校給食センター	1,934	11,556	8.6%
5	立石港務所	1,018	6,083	4.5%
6	上島町岩城観光センター	682	4,071	3.0%
7	上島町岩城高齢者生活福祉センター	508	3,032	2.2%
8	岩城保育所	440	2,630	1.9%
9	弓削保育所	414	2,475	1.8%
10	上島町消防本部	350	2,092	1.5%
	その他	1,700	10,156	7.5%
	合 計	22,616	135,107	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

⑥ ガソリン

- ガソリン使用に伴う排出量は 102t-CO₂ です。
- 上島町消防本部での排出が全体の 14.0%と最も多く、次いで岩城福祉バス車庫 (11.0%)、健康推進課 (公用車) (8.5%)、せとうち交流館 (8.4%)となっています。

表 7 ガソリン使用量及び温室効果ガス排出量

ガソリン使用量・排出量 (上位10施設 (課))				
	施設名	使用量 【L】	排出量 【kg-CO ₂ 】	構成割合
1	上島町消防本部	6,137	14,249	14.0%
2	岩城福祉バス車庫	4,815	11,179	11.0%
3	健康推進課 (公用車)	3,725	8,648	8.5%
4	せとうち交流館	3,696	8,581	8.4%
5	農林水産課 (公用車)	3,290	7,638	7.5%
6	生名バス車庫	2,565	5,955	5.9%
7	インランド・シー・リゾート フェスパ	2,540	5,897	5.8%
8	建設課 (公用車)	2,448	5,683	5.6%
9	上島町特別養護老人ホーム海光園	1,643	3,814	3.8%
10	上水道中央管理棟	1,588	3,688	3.6%
△	その他	11,340	26,327	25.9%
合 計		43,787	101,659	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

⑦ 灯油

- 灯油使用に伴う排出量は 1,7160t-CO₂ です。
- 灯油は 8 施設でのみ使用されており、やすらぎ苑での排出が全体の 54.6%と最も多く、次いで上島町魚島保健センター (魚島デイサービスセンター) (26.1%)、弓削斎場 (13.7%)となっています。

表 8 灯油使用量及び温室効果ガス排出量

灯油使用量・排出量				
	施設名	使用量 【L】	排出量 【kg-CO ₂ 】	構成割合
1	やすらぎ苑	3,766	9,375	54.6%
2	上島町魚島保健センター (魚島デイサービスセンター)	1,800	4,481	26.1%
3	弓削斎場	945	2,353	13.7%
4	天翔苑	158	393	2.3%
5	魚島国民健康保険診療所	98	244	1.4%
6	魚島クリーンセンター	50	124	0.7%
7	弓削学校給食センター	40	100	0.6%
8	上島町立魚島小・中学校	36	90	0.5%
合 計		6,893	17,160	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

第2章 温室効果ガス削減目標

1. 目標設定の考え方

(1) 政府実行計画の削減目標

政府実行計画等を踏まえて、本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。
政府実行計画は2030年度に基準年度(2013(平成25)年度)比で50%削減を目標としています。

本町の基準年度は2023(令和5)年度であるため、2030年度までの年数で按分すると2030年度に基準年度(2023(令和5)年度)比で21%※削減が求められます。

$$\text{※}50\% \times (2030 - 2023) / (2030 - 2013)$$

(2) 区域施策編の削減目標

区域施策編においては、上島町の事務事業編が該当する業務その他部門は2013(平成25)年度比で61.0%削減を目標としています。

本町の基準年度は2023(令和5)年度であるため、2030年度までの年数で按分すると2030年度に基準年度(2023(令和5)年度)比で25%※削減が求められます。

$$\text{※}61\% \times (2030 - 2023) / (2030 - 2013)$$

表9 区域施策編の部門別温室効果ガス削減目標

部門	温室効果ガス排出量【千t-CO ₂ 】					
	2013年度 (基準年度)	2021年度 (現況年度)	基準年度比 削減率	2030年度 (目標年度)	基準年度比 削減量	基準年度比 削減率
産業部門	120.9	60.0	▲50.3%	37.3	▲83.6	▲69.1%
業務その他部門	10.2	6.7	▲34.6%	4.0	▲6.2	▲61.0%
家庭部門	18.7	11.3	▲39.9%	6.5	▲12.2	▲65.4%
運輸部門	61.4	63.6	3.7%	41.7	▲19.7	▲32.1%
廃棄物分野(一般廃棄物)	1.1	1.6	47.4%	1.4	0.3	32.7%
小計	212.3	143.2	▲32.5%	90.9	▲121.4	▲57.2%
森林吸収量	▲2.6	▲2.6	0.0%	▲2.7	▲0.1	2.4%
合計	209.6	140.6	▲32.9%	88.2	▲121	▲57.9%

※再生可能エネルギー導入量を含んだ温室効果ガス排出量として推計しています。

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

(3) 削減ポテンシャル

事務事業編の温室効果ガス削減ポテンシャルは、2025(令和7)年度以降において各取組が最大限実施された場合のポテンシャルを推計しました。

推計した結果、再エネ、省エネ対策を最大限取り組んだ場合は、基準年度(2023(令和5)年度)の温室効果ガス排出量に対して1,985t-CO₂の削減量(33.2%相当)が見込まれます。

表 10 削減ポテンシャル

取組項目	削減量 【t-CO ₂ 】	2023年度 からの削減率
1. 太陽光発電の積極的な導入	142	2.4%
2. 施設・設備の管理及び省エネルギー化の推進	591	9.9%
① 照明LED化	576	9.6%
② 高効率空調機器への更新	15	0.3%
3. 省エネルギー行動の推進	196	3.3%
① 設備の運用改善等に関する取組	176	3.0%
② エコドライブの実施	19	0.3%
4. 電気の排出係数の低減による効果	1,057	17.7%
ポテンシャル合計	1,985	33.2%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

2. 温室効果ガス削減目標

温室効果ガス削減ポテンシャルは、本町が最大限取り組んだ場合のポテンシャルであるため、本町の事務事業に関する2030年度の温室効果ガス削減目標は、「区域施策編」の「業務その他部門」の目標値である2013(平成25)年度比で61.0%削減とします。

ただし、本町の基準年度は2023(令和5)年度であるため、2030年度までの年数で按分した、25%削減を温室効果ガス削減目標として設定します。

2030年度温室効果ガス削減目標 2023年度比25%(1,497t-CO₂)削減

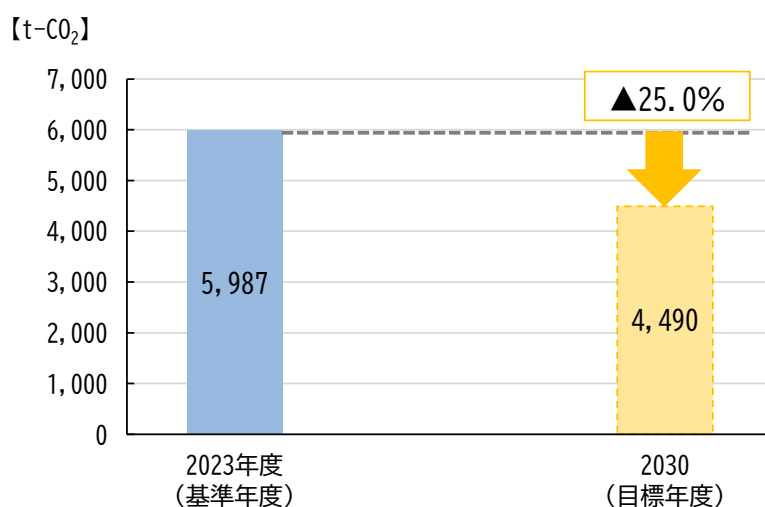


図 4 温室効果ガス削減目標

第3章 目標達成のための取組施策

1. 取組の基本方針

温室効果ガス削減に向けた取組は、下図の4つの区分ごとに取組の基本方針を掲げ、該当する設備機器等について取り組んでいきます。

取組項目の設定に際しては、国の計画や本町の「区域施策編」等に準じて太陽光発電設備等の導入や再生可能エネルギー由来の電力の調達など再生可能エネルギー導入促進に向けた取組を推進していきます。

下記基本方針に基づき、温室効果ガス削減に向けた取組項目を全職員が一丸となって取り組みます。

表 11 取組の基本方針

【方針 1】 再生可能エネルギー導入の推進	●太陽光発電設備、蓄電池の導入
	●ZEB 化の推進
	●再生可能エネルギー由来電力の調達
【方針 2】 省エネルギー行動の推進	●働き方の配慮による電気・燃料使用量の削減
	●空調や照明、その他の電気機器の適切な運用による電気・燃料使用量の削減
	●適切な温度設定による給湯利用
	●公用車の適切な使用による燃料使用量の削減
【方針 3】 施設・設備の管理及び省エネルギー化の推進	●「エネルギーの見える化」によるエネルギー使用量の削減
	●省エネ診断の実施によるエネルギー使用量の削減
	●施設や設備の更新によるエネルギー使用量の削減
	●次世代自動車の導入
【方針 4】 環境配慮行動の推進	●水使用量の削減
	●用紙使用量の削減
	●廃棄物排出量の削減（4R の推進）
	●グリーン購入の推進 等

2. 具体的な取組

(1) 取組の流れ（フロー）

はじめに、具体的な取組を進めていくにあたり、全庁的に取り組んでいく手順を示します。

「基本方針 1. 再生可能エネルギー導入の推進」については、エネルギーの地産地消を目指し、太陽光発電や蓄電設備の設置を検討、新築時・改築時には ZEB を検討、電力契約については、再生可能エネルギー由来電力を調達するよう、全庁的に取り組んでいきます。

「基本方針 2 省エネルギー行動の推進」及び「方針 4 環境配慮行動の推進」については、下図に示すように各職員の省エネ活動の徹底や設備運用の改善などで省エネ化を図ります。個別の施設におけるエネルギー使用状況の把握や分析を実施したうえで、目標達成が期待できる場合は継続的に取り組み、目標達成の見込みが小さい場合は取組状況を見直し、推進強化を図ります。

「基本方針 3 施設・設備の管理及び省エネルギー化の推進」については、必要に応じて省エネ診断を実施するとともに、代替となる設備のエネルギー使用量が既存設備よりも十分に省エネ設備であることを比較確認し、さらには費用対効果を勘案し、適切と判断された省エネトッパンナー製品など高効率省エネ設備の導入を推進します。

また、設備の老朽化・更新時には、高効率省エネ設備の導入の検討並びに導入を進めます。

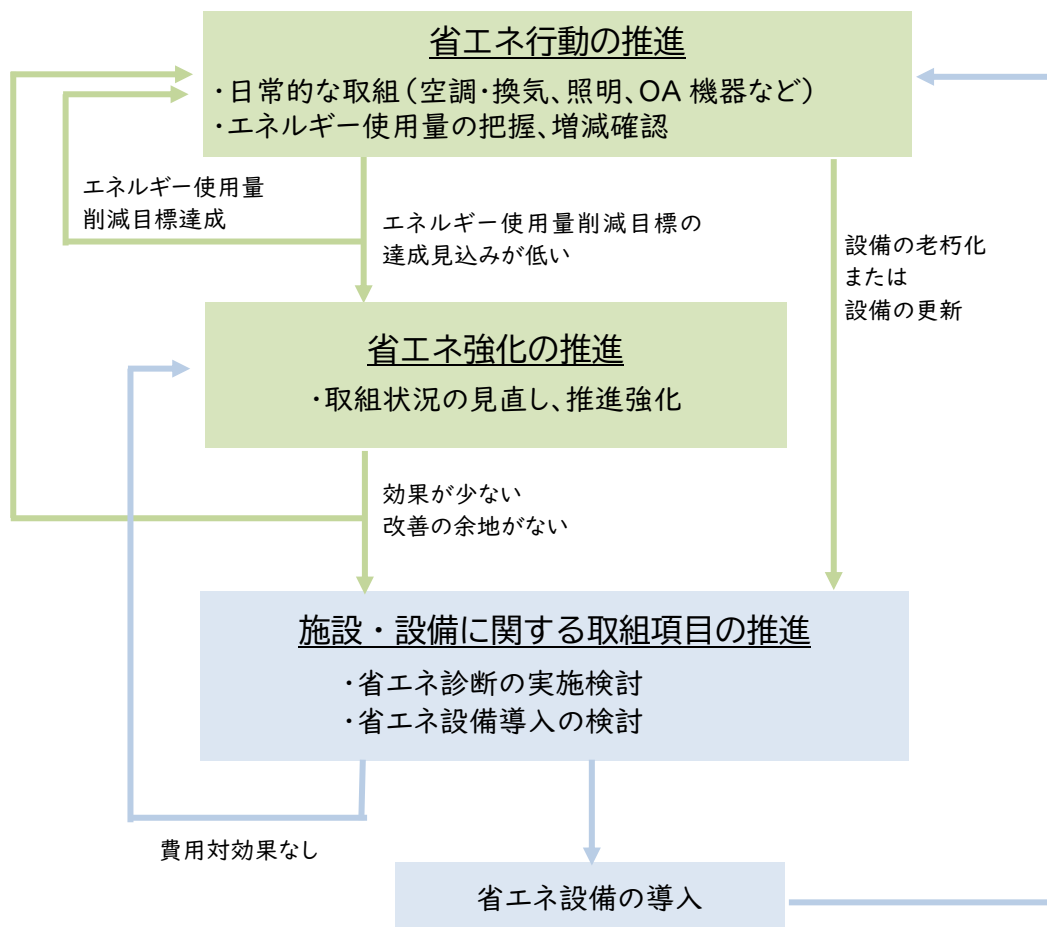


図 5 設備・機器の更新・導入時等の運用フロー

（２）【方針 1】再生可能エネルギー導入の推進

町民・事業者の取組をけん引する立場として、町有建築物に太陽光発電設備と蓄電池の率先した導入を推進します。

太陽光発電設備と蓄電池を一体で設置することで、近年多発化する自然災害により電気の供給が停止した際も、災害時の活動などに利用することができます。また、太陽光発電の最大限の導入に向け、既存の屋根形状等から設置が困難な施設については、次世代太陽電池など新たな技術の導入について調査・研究を行います

新築または改築時には ZEB 化を目指すとともに、町有施設の電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えるなど、さらなる脱炭素化を推進します。

表 12 再生可能エネルギー導入の推進に関する取組

区分	具体的内容
太陽光発電設備・蓄電池の導入	・太陽光発電設備については、2030 年までに設置可能な建築物の 50% に設置することを目指す。 ・町有施設の建物の屋根や駐車場等の土地に太陽光発電設備の導入を検討するとともに、PPA モデル事業の導入についても検討する。 ・避難所等については、太陽光発電設備とともに蓄電設備の導入を目指す。
ZEB 化の推進	・新築または改築時には ZEB 化を目指す ・既存施設は大規模改修時などを機会ととらえ、ZEB 化を検討する。 ・公共施設の新築及び大規模改修における基本設計の際には、原則 ZEB の導入検討を行う。
再生可能エネルギー由来電力の調達	・電力の調達の際は、再生可能エネルギー由来電力への切替を推進する。 ・その他のエネルギーについても二酸化炭素排出の少ないエネルギーを率先して調達する。

（３）【方針 2】省エネルギー行動の推進

温室効果ガスを削減するためには、全ての職員が環境に対する意識を持ち、自身の職務を遂行することが重要です。また、電力消費が多い夏季・冬季については、町民サービスの質を維持しつつ、より省エネルギーを推進する必要があります。

日常業務において、職員一人ひとりが、その職責や立場に応じて取り組むべき省エネルギー行動は、以下に示すとおりです。

表 13 省エネルギー行動の推進に関する取組

●印：全職員が取り組む内容 □印：管理者等が取り組む内容

区分	具体的内容
全般	●業務の見直しによる時間外勤務を抑制する。 ●一斉退庁・一斉消灯・ノー残業デーを徹底する。
空調・換気設備	●室内温度の適正管理（「室温」の目安は夏期 28℃、冬期 20℃） 設定温度が同じでも、日当たりの違いなどにより「暑い」「寒い」が生じるため、快適性を損なわない範囲で設定温度を管理する。 「エアコンの設定温度」と「室温」は異なるため、温度計を設置して管理する。 ●使用されていない部屋の空調停止 ●空調運転時間の短縮等の空調運転の適正化 季節に応じて空調開始、停止時期をこまめに変更する。 ●カーテン等の有効活用 夏期においてはブラインド、カーテン、ゴーヤ等のつる性植物による窓際の緑化（緑のカーテン）により空調効率を高める。 ●扉や窓等の有効活用 空調使用時は扉や窓を確実に閉め、また出入りの際も速やかに開閉するなど室内への外気の侵入を防止する。 □フィルターの定期的な清掃 フィルターを定期的に清掃することにより機器の効率低下を防ぐ。 □外気負荷削減を目的とした外気導入量の制御 換気量過剰による外気の冷却又は加熱を防ぐため、CO₂ 濃度が空気環境基準を超えない範囲で外気導入量を削減する。 □ウォーミングアップ時の外気取入れ停止 就業前の予冷・予熱運転時の外気取入を停止し、ファン動力や熱源設備のエネルギー消費量を削減する。 □空調・熱源機器の立ち上がり運転時期の短縮 冷暖房時間の長期化によるエネルギー消費の増加を防ぐため、空調運転開始時間を季節毎に検討し、立ち上げ時間をこまめに調整する。 □全熱交換換気設備の適正利用 四季に応じて運転操作を適正に活用する。

区分	具体的内容
照明設備	●照度の適正化 JIS「照度基準総則」に基づき、必要以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等を行う。 ●空室、不在時等のこまめな消灯 業務に支障のない範囲での昼休みにおける執務室の消灯、廊下照明の部分消灯を徹底する。 給湯室、トイレ、書庫等では、使用するときだけ点灯し使用後は、消灯する。 □照明器具の定期的な保守及び点検 適正な照度を維持するため、照明器具を定期的に清掃する。
昇降機	●健康にも配慮した運動の実施 上下階への移動は、階段を利用した3アップ、3ダウンに努める。 □利用が少ない時間帯でのエレベータの運転停止 通勤や退社時以外の時間帯は、エレベーターの運転を停止する。
給湯機器	●給湯温度の適正な設定 お茶用などの給湯温度を 60～70℃に設定する。 □冬季以外の給湯供給期間の短縮 季節や時間帯により洗面給湯を停止、あるいは冬期や早朝のみ給湯する。 □給湯設備の定期的な保守及び点検 熱源の効率維持のため、給湯ボイラー等の定期的な保守及び点検を実施する。
OA 機器 (事務用機器)	●低電力モードの設定 低電力モード機能を搭載する OA 機器は、低電力モードに設定する。 ●不要時(休日等)の電源の遮断 スイッチ付き電源タップを活用し、待機電力消費を防止する。
公用車	●エコドライブの徹底 「エコドライブ 10」を推進する。 ●短距離の移動の場合、徒歩または自転車の利用を推進する。 ●合理的な走行ルートを選択し、公用車の運転を行う。 ●相乗りや計画的な車両運用など、使用機会の低減を試みる。 ●タイヤの空気圧等を定期的に点検し、適正に保つ。 ●公用車の走行距離、燃料使用量などの実態を把握し、改善を行う。

（４）【方針 3】施設・設備の管理及び省エネルギー化の推進

施設の新設・改修時や老朽化した設備・機器等を更新する際には、省エネトップランナー製品や LD-Tech 製品など高効率な設備機器を積極的に導入します。また、老朽化した設備に対しては、事前に省エネルギー診断の実施を検討し、投資回収が見込まれる費用対効果の高いものについては、PPP/PFI 事業、リース事業、ESCO 事業や国庫補助金等の支援策の活用を検討します。

表 14 施設・設備の管理及び省エネルギー化の推進に関する取組

□印：管理者等が取り組む内容

区分	具体的内容
全般	☐ 「エネルギーの見える化」によりエネルギー使用量を削減する。 ☐ 省エネ診断の実施によりエネルギー使用量を削減する。
空調・換気設備	☐ 耐用年数を経過するなど、効率が低下した熱源機器は、効率の高い機器に更新する。 ☐ 省エネトップランナー製品や LD-Tech 製品など高効率空調設備を導入する。 ☐ 排気熱の顕熱と潜熱を給気に回収し、外気負荷を削減する全熱交換器の導入を検討する。
照明設備	☐ LED 照明を導入する。 ☐ 利用時間の少ない廊下、ホール、トイレの無駄な照明や消し忘れ防止のために、人感センサーを設置し、点灯を自動化する。
OA 機器 (事務用機器)	☐ エコマーク(グリーン、国際エネルギースターロゴなど)製品を選択する。
給湯機器	☐ 外気の空気熱のエネルギーを利用する潜熱回収型給湯器等、省エネルギー性能の優れた高効率給湯器を導入する。
受変電設備	☐ 適正容量の変圧器への統合や高効率変圧器を採用する。
給排水設備	☐ 洗面所や手洗い場などに節水コマ、自動水栓・自動洗浄装置を設置する。
建物(断熱)	☐ 高断熱ガラスによる断熱強化、高性能断熱材等による断熱強化を行う。 ☐ 選択透過フィルム、ブラインド、熱線反射ガラス等により日射を遮蔽する。 ☐ 蒸散冷却させるために屋上、壁面に植栽を施すことで空調負荷を低減する。
公用車	☐ 公用車の新規導入または更新の際、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)など走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない次世代自動車 ZEV (Zero Emission Vehicle) の導入を積極的に検討する。 ☐ 公用車の次世代自動車への転換や来庁者の次世代自動車利用促進の観点から、公共施設に充電設備や充放電設備を導入する。 ☐ 町有バスの電動化を検討する。

(5) 【方針 4】環境配慮行動の推進

温室効果ガスは、エネルギーの消費や製品の使用に伴って排出されるだけでなく、製品の原料の調達、製造、流通、廃棄の段階でも排出されます。そのため、環境に配慮した製品やサービスの利用、物品等の効率的な活用、リサイクルの徹底等により、地球温暖化を含む環境問題への適応を図ります。

表 15 環境配慮行動の推進に関する取組

●印：全職員が取り組む内容

区分	具体的内容
上水道使用量の削減	●手洗い、歯磨き、食器洗いの際に水を溜めての使用やこまめな止水を心がける。 ●公用車の洗車の際には、洗車回数の削減や洗車方法の改善（バケツ利用など）に努める。
用紙使用量の削減	●原則会議は PC 持参で紙資料は使用せず、説明にプロジェクター等を活用することで会議の効率化を図る。 ●ビジネスチャット、庁内LAN、電子メール、電子掲示板の活用によりペーパーレス化を図る。 ●やむを得ず紙資料を使用する際は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、縮小・集約・スキャナ機能を活用する。 ●コピー機の使用後はリセットボタンを押し、ミスコピー防止に努める。 ●FAXの使用に当たっては、原則送信状を使用せず、返信の必要があるものについても、「FAX 送信状不要」と記載する等、省略できるようにする。また、相手方への返信の際は原則電子メール等を活用する。
廃棄物排出量の削減 (4R の推進)	●簡易包装製品の選択や購入に努める。 ●使い捨て製品(紙コップ・紙皿、使い捨て弁当容器等)の使用を原則控え、マイボトルの使用や詰替・包装の少ない製品等、環境に配慮した製品を選ぶ。 ●発生した缶や紙パック等のごみは分別を徹底する。 ●不要品がある場合は、庁内LANを活用して他部署へ情報提供することで、有効利用を図る。 ●ミスコピーは個人情報記載等の用紙を除いて、課内会議やメモ帳として再使用するなど無駄を無くす。 ●コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルに努める。 ●コピー機、パソコンなどの OA 機器はリサイクルしやすい素材を使用しているものの採用に努める。 ●ごみの分別等、資源化を推進する。 ●食品ロスの削減に関して、職員に対する啓発と再生利用等の取り組みを行う。

区分	具体的内容
グリーン購入の推進	●外注印刷を行う際は、仕様書に再生紙の使用を明記し、印刷物の裏面等に再生紙の使用や古紙パルプの配合率を明示することを促進する。 ●物品等の購入・使用については、可能な限り、エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルの製品、グリーン購入法に適合している製品など、環境に配慮した物品等を選択する。 ●可能な限り、古紙パルプ配合率、再生可能プラスチック配合率が高い製品を購入するよう努める。 ●消耗品が交換できる製品や内容物を充填できる製品等、詰め替え可能な製品の購入を促進する。 ●製品やサービスを購入する前に、まずその必要性と必要量を十分に考慮し、手続等を進める。 ●再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されている製品を選択するよう努める。
その他	●地球温暖化対策に関する研修会等へ積極的に参加する。 ●町が実施するイベント等においては、可能な限り、廃棄物の発生抑制やエネルギー使用量の低減化を図る。 ●公共施設を管理・使用する指定管理者や委託先等に対し、温室効果ガス排出量削減などの環境配慮を要請する。 ●広報誌、ホームページ等により、町民に対し町の温暖化対策の取り組みへの協力を呼びかける。 ●各職場の業務において、省エネや 4R、食の地産地消、緑化等による吸収源対策の推進など、社会全体の環境負荷を低減し、地域に取組が広がるように努める。 ●環境配慮契約法に基づき、環境へ負荷の少ない製品の選択を進めるために、価格以外の要素を考慮した環境配慮契約の取組を推進する。 ●町が実施する公共工事における環境負荷の低減のため、計画段階から設計・施工段階に至る各段階において、環境に配慮した契約締結に努める。

第4章 計画の進行管理

1. 推進体制

本計画に掲げた目標の達成や取組を推進するため、庁内全課の環境意識の高揚に努めるとともに、庁内各課との連携を強化します。総合的に調整を進め、施策を実施することで、本計画に基づく事業の実効性を確保します。

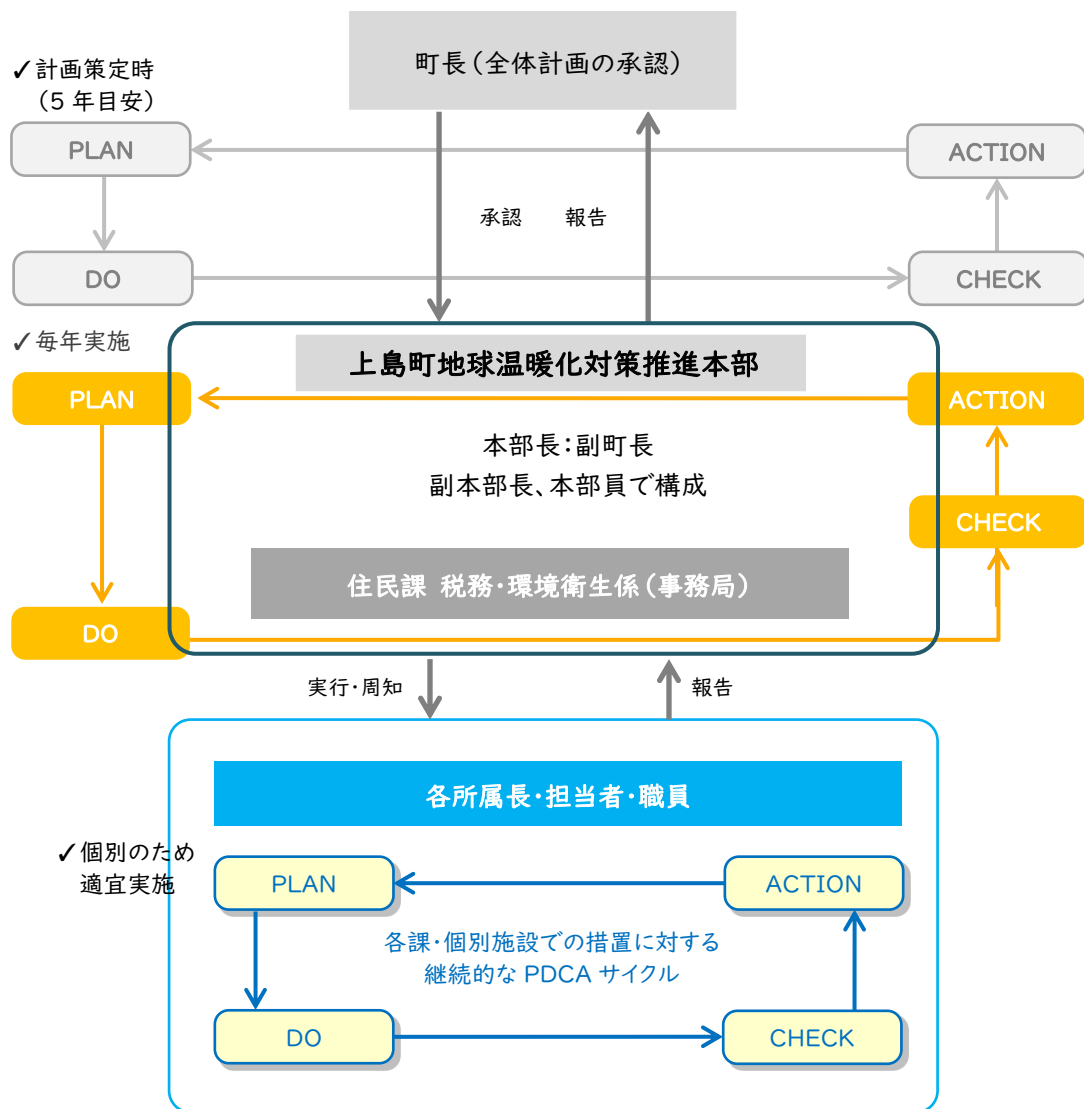


図 6 推進体制

■ 上島町地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）

- ・ 計画の推進主体として、各所属に対して計画に基づく取組の実行を指示します。
- ・ 本町の地球温暖化対策の取組を総括・評価し、町長に報告するとともに、改善事項があれば事業の見直しを行います。

■ 各所属

- ・ 各所属は、推進本部からの指示を受けて、温暖化対策の実践に取り組めます。
- ・ 各所属長は、所管部門における取組を推進・統括し、進捗状況を検討・評価します。評価結果をもとに具体的な取組を見直し、事務局へ提案します。
- ・ 各所属員は、目標の達成及び環境負荷低減に向けた具体的な取組を実践します。
- ・ 各所属員は、事務局である住民課 税務・環境衛生係の要請に応じて、エネルギー使用量（電気・燃料）などをとりまとめて報告します。

■ 事務局

- ・ 住民課 税務・環境衛生係は、事務局として、各所属から提出された資料をもとに、年度ごとのエネルギー使用量（電気・燃料）を集計します。
- ・ エネルギー使用量の集計結果から温室効果ガス排出量を算定し、排出要因の分析等を行います。

2. 進行管理

（１）進行管理の内容・方法

本計画の実施にあたっては、各組織の実施状況把握し改善につなげる PDCA サイクルにより計画の実施状況と成果を評価します。

推進本部を活用して全庁横断的に計画の進行管理を行っていきます。

（２）進捗の管理・点検・評価

① エネルギー等使用量の取組状況

各施設及び各施設分類でのエネルギー使用量の増減を集計・整理し、各施設及び施設統括者へフィードバックします。

② 環境行動の取組状況

職員一人ひとり及び施設又は設備管理担当者の行動の点検は、各所属及び庁舎外施設において、環境配慮行動の取組進捗状況を定期的に点検します。

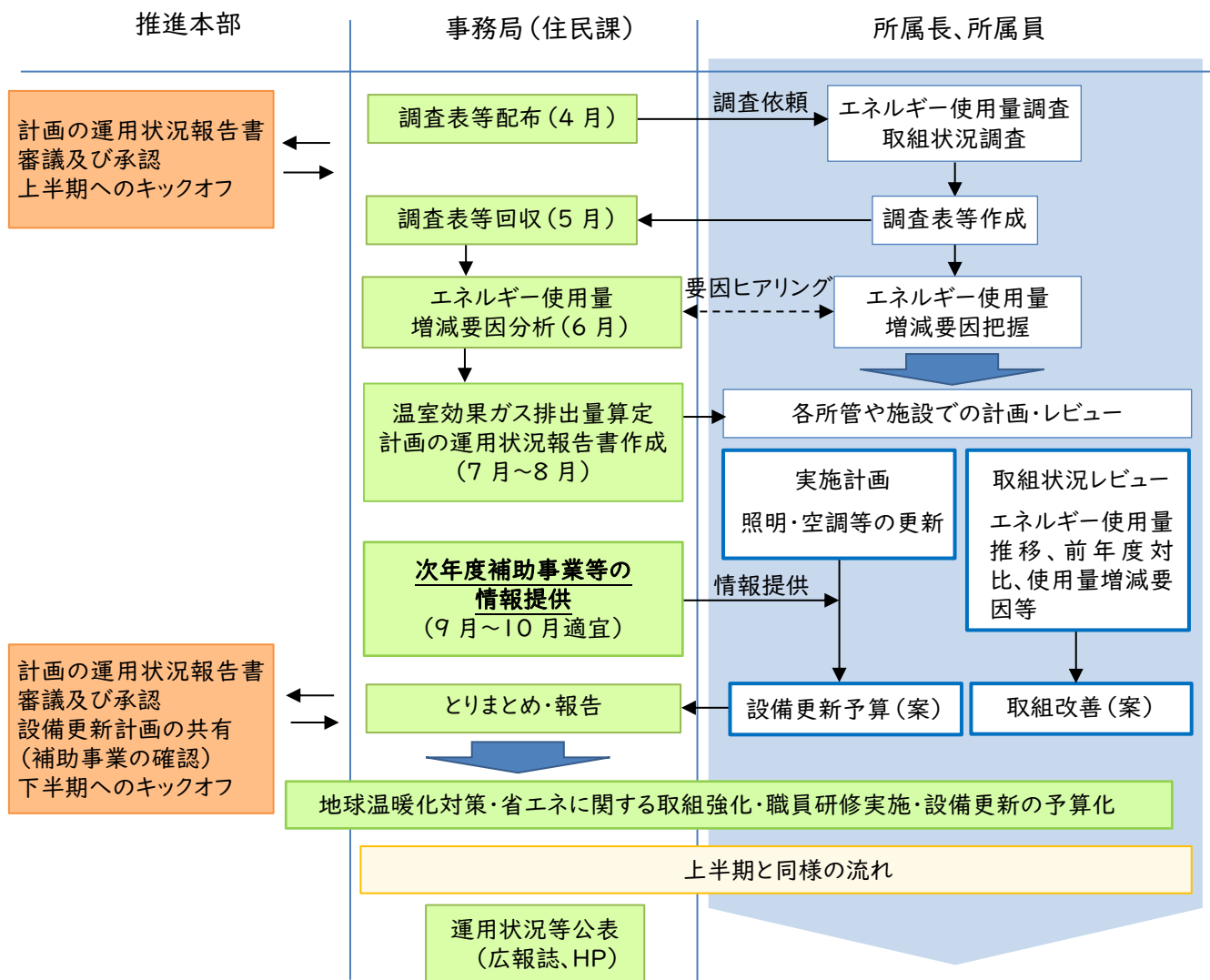


図 7 毎年の運用スケジュール

3. 進捗状況の公表

温対法第 21 条第 15 項では、地球温暖化対策実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）について、公表が義務付けられています。

さらに、行政の取組を公表することで、町民や事業者等に対しても環境配慮行動を促すことが期待されることから、本町では、本計画の進捗状況について、町のホームページを通じて公表します。